

平成17年11月14日

## 平成16年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等 についての意見について

### I. 独立行政法人等

内閣府独立行政法人評価委員会(PDF)

総務省独立行政法人評価委員会(PDF)

外務省独立行政法人評価委員会(PDF)

財務省独立行政法人評価委員会(PDF)

文部科学省独立行政法人評価委員会(PDF)

厚生労働省独立行政法人評価委員会(PDF)

農林水産省独立行政法人評価委員会(PDF)

経済産業省独立行政法人評価委員会(PDF)

国土交通省独立行政法人評価委員会(PDF)

環境省独立行政法人評価委員会(PDF)

評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例(PDF)

### II. 国立大学法人評価委員会

国立大学法人評価委員会(PDF)

政 委 第 19 号

平成 17 年 11 月 14 日

内閣府独立行政法人評価委員会

委員 長 大 森 彌 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

平成 16 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 17 年 8 月 30 日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国民生活センター」の平成 16 事業年度における業務の実績に関する評価結果について（通知）」、「内閣府所管「独立行政法人北方領土問題対策協会」の平成 16 年度における業務の実績に関する評価結果について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 4 回目の年度評価となりますが、昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人についても評価の対象とされたところです。これらの法人については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政

法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」(14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」

(17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「財務評価等の関心事項」という。)を踏まえ、また、先の各府省独立行政法人評価委員会委員長との懇談会(以下「委員長懇談会」という。)における意見等も考慮し、中期的観点をも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、効果的・効率的な法人業務運営の観点からの主要な事項に係る指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」や「財務評価等の関心事項」の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、今回、上記の委員長懇談会での意見等も踏まえ、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成16年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

**【独立行政法人北方領土問題対策協会】**

以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 貸付業務におけるリスク管理債権については、貸付業務が公的資金により運営されていること及び破綻先債権額が増加してきている状況があることを踏まえ、その管理、回収にあたっては、法人が具体的な指標等を設定し、それに基づき着実に実施しているかとの観点から、的確な評価を行うべきである。

**【所管法人共通】**

- ・ 平成18年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。
- ・ 「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。

## 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

### 【独立行政法人国立公文書館】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成16年12月10日付け政委第28号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）において、その組織及び業務の全般にわたる見直しにつき、それぞれに係る中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行った上で取りまとめたものであることから、独立行政法人通則法第34条第3項（平成11年法律第103号）に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会においては、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

政 委 第 19 号

平成 17 年 11 月 14 日

総務省独立行政法人評価委員会

委員 長 熊 谷 信 昭 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

平成 16 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 17 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「総務省所管独立行政法人（平和祈念事業特別基金、情報通信研究機構、統計センター及び消防研究所）の平成 16 年度業務実績評価の結果の通知について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 4 回目の年度評価となりますが、昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人についても評価の対象とされたところです。これらの法人については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（14 年 12 月

26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」

(17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「財務評価等の関心事項」という。)を踏まえ、また、先の各府省独立行政法人評価委員会委員長との懇談会(以下「委員長懇談会」という。)における意見等も考慮し、中期的観点をも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、効果的・効率的な法人業務運営の観点からの主要な事項に係る指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」や「財務評価等の関心事項」の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、今回、上記の委員長懇談会での意見等も踏まえ、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。



平成16年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

**【独立行政法人統計センター】**

以下の点を踏まえつつ、総務省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 製表業務について、毎年度、類似の内容が継続しているものなど、定量的な目標の設定が可能なものについては、目標・計画等にそれを明記した上で評価を行うべきである。また、目標・計画等に定量的な目標をあらかじめ明記することが困難な業務についても、客観的な評価に努めるとともに定量的な指標の設定に向けて取り組み、業務の一層の効率的進捗を促すような評価の仕組みの構築に努めるべきである。
- ・ 製表業務の一層の効率化の観点から、個別の統計調査に係る投入量が増加又は減少している原因の把握・分析を踏まえ、他の統計調査においても、必要に応じてその結果を活用するなど適切な対応策がとられているか否かについて評価できる仕組みを設けて評価を行うべきである。
- ・ 業務全体、特にプログラム作業及びシステム開発等の業務については、民間との費用比較など市場による評価の観点も踏まえ、一層の効率化・低コスト化の取組が促されるような評価を明確に行うべきである。

**【独立行政法人平和祈念事業特別基金】**

総務省独立行政法人評価委員会の評価に資する一層の取組を促すとともに、その結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

## 【所管法人共通】

- 平成18年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。
- 「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。
- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。

政 委 第 19 号

平成 17 年 11 月 14 日

外務省独立行政法人評価委員会

委員 長 南 直 哉 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

平成 16 年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 17 年 8 月 8 日付けをもって貴委員会から通知のあった「外務省所管の独立行政法人の平成 16 年度における業務実績の評価について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 4 回目の年度評価となりますが、昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人についても評価の対象とされたところです。これらの法人については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2 次意見」という。）、特殊

法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」（16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」

（17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「財務評価等の関心事項」という。）を踏まえ、また、先の各府省独立行政法人評価委員会委員長との懇談会（以下「委員長懇談会」という。）における意見等も考慮し、中期的観点をも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、効果的・効率的な法人業務運営の観点からの主要な事項に係る指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」や「財務評価等の関心事項」の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、今回、上記の委員長懇談会での意見等も踏まえ、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成 16 年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

**【独立行政法人国際協力機構】**

以下の点を踏まえつつ、外務省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 在外における「現場強化」について、その人員、費用が適切かどうかという面も含めて総合的に評価を行うべきである。
- ・ 外部委託に係る業務について、単なる実施状況の把握にとどまらず、可能な限り人件費等を含む形での当該業務の全体の効率化や質の向上の具体的な達成状況及び契約状況にまで踏み込んで評価を行うべきである。また、関連公益法人等への業務委託の内容や金額等についての評価を行うべきである。
- ・ 固定的経費について、その定義を明らかにするとともに、財務諸表の数値との関係を明らかにした上で評価を行うべきである。
- ・ 本部における地域 5 部・課題 5 部の新組織体制による事業の総合的運用について、その具体的な効果の発現状況を把握して評価を行うべきである。
- ・ 機構の資産の約 1 割を占める開発投融资等の廃止業務について、廃止に向けた具体的なスケジュールに基づく進捗状況等についての評価を行うべきである。
- ・ 56 海外事務所各々について、セグメント情報を明らかにした上で、その展開の在り方を評価する観点から、具体的な業務実績等について評価を行うべきである。

### 【独立行政法人国際交流基金】

以下の点を踏まえつつ、外務省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 事業部門の整理統合等の機構改革について、法人のマネジメントの観点から効率化の成果を把握した上で評価を行うべきである。
- ・ 事業の「選択と集中」に基づく具体的な見直しの成果を人員、費用の観点から把握した上で評価を行うべきである。
- ・ 例えば、海外における日本語教育や学習支援に係る独立行政法人国立国語研究所等との連携を始めとして事業の実施において、どのような役割分担関係に基づいて連携を行ったのかという点を明確な評価軸とし、また、法人の任務に沿った資源配分等をも踏まえ、連携の効果についても明らかになるような評価を行うべきである。
- ・ 19 海外事務所各々について、セグメント情報を明らかにした上で、その展開の在り方を評価する観点から、具体的な業務実績等について評価を行うべきである。

### 【所管法人共通】

- ・ 平成 18 年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。
- ・ 「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係

や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)において、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。

政 委 第 19 号

平成 17 年 11 月 14 日

財務省独立行政法人評価委員会

委員 長 奥 村 洋 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

平成 16 年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 17 年 9 月 2 日付けをもって貴委員会から通知のあった「財務省所管独立行政法人の平成 16 年度における業務の実績に関する評価の結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 4 回目の年度評価となりますが、昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人についても評価の対象とされたところです。これらの法人については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2 次意見」という。）、特殊



法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」（16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」

（17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「財務評価等の関心事項」という。）を踏まえ、また、先の各府省独立行政法人評価委員会委員長との懇談会（以下「委員長懇談会」という。）における意見等も考慮し、中期的観点をも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、効果的・効率的な法人業務運営の観点からの主要な事項に係る指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」や「財務評価等の関心事項」の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、今回、上記の委員長懇談会での意見等も踏まえ、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成16年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

**【独立行政法人国立印刷局】**

以下の点を踏まえつつ、財務省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 印刷局病院（東京病院、小田原健康管理センター）については、中期目標において病院の在り方等について抜本的な改革の検討を速やかに行うとされていることから、本法人の具体的な検討の進捗状況に着目した評価の内容について評価書上に具体的に記述すべきである。

**【独立行政法人日本万国博覧会記念機構】**

以下の点を踏まえつつ、財務省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 基金事業により助成金を受けて各団体が実施する事業について、その事後評価の手法等に係る改善策を検討しているが、本法人の取組を一層明確にするとの観点から、中期目標期間内の検討スケジュールについても評価書に明らかにすべきである。

**【独立行政法人農林漁業信用基金】**

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会及び財務省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 林業信用保証業務については、保証残高が継続して減少している状況や、業務の収支について、支出（代位弁済）が収入（保証料及び回収金）を上回る状態が継続している状況、及び保証債務全体に占める正常先以外のものの割合が93.4%となっている状況にかんがみ、経済情勢等にも配慮しつつ、中期目標期間終了時の検討を視野に入れ、その際の検討に資するような評価を行うべきである。

また、求償権の回収については、減少した求償権のうち回収によるものが全体の4分の1程度にとどまる現状にかんがみ、回収実績を向上させ、ひいては年々増加しつつある求償権残高の低減に資する観点から、具体的な指標を予め年度計画に開示させた上で、当該指標に基づく客観的な評価を行うべきである。

- ・ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務については、業務の収支について、支出（保険金）が収入（保険料及び回収金）を上回る状態が見られる状況等にかんがみ、収支改善に向けた取組が効果があったかどうかについても、評価を行うべきである。

また、回収金については、回収実績を向上させる観点から、具体的な指標を予め年度計画に開示させた上で、当該指標に基づく客観的な評価を行うべきである。

- ・ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における保険の事故率並びに林業信用保証業務における債務の代位弁済率については、的確な指標を設定し、それと比較する形での評価を行うべきである。

- ・ 林業信用保証勘定においては、一般管理費の赤字を補填するために補助金が交付されていることを踏まえ、毎年度の経費削減努力について、より厳格な評価を行うべきである。

#### 【所管法人共通】

- ・ 平成18年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施

状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。

- ・ 「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。
- ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。

政 委 第 19 号

平成 17 年 11 月 14 日

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員長 渡 邊 正 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇 一 郎

平成 16 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 17 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 4 回目の年度評価となりますが、昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人についても評価の対象とされたところです。これらの法人については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2 次意見」という。）、特殊

法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」（16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」

（17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「財務評価等の関心事項」という。）を踏まえ、また、先の各府省独立行政法人評価委員会委員長との懇談会（以下「委員長懇談会」という。）における意見等も考慮し、中期的観点をも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、効果的・効率的な法人業務運営の観点からの主要な事項に係る指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」や「財務評価等の関心事項」の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、今回、上記の委員長懇談会での意見等も踏まえ、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成16年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

**【独立行政法人教員研修センター】**

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 各研修の見直しに当たっては、中期目標期間終了時の検討を視野に入れ、研修ごとの参加状況、受講者からの評価結果、地方公共団体のニーズだけにとどまらず、地方公共団体、大学等における現職教職員に対する研修の実施状況を把握・分析し、その結果をも踏まえ、法人における研修の見直しに係る評価を行うべきである。

**【独立行政法人科学技術振興機構】**

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 公募型の研究プロジェクト、文献情報提供事業、研究成果活用プラザ・海外事務所の業務については、他の独立行政法人等の業務及び関連施策との関係を明らかにした上で、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、今後の業務の在り方が明確になるような評価を行うべきである。

**【独立行政法人日本学術振興会】**

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図

っていく必要がある。

- ・ 海外研究連絡センターについては、独立行政法人科学技術振興機構の海外事務所との関係を明らかにするとともに、センターごとに人員体制、経費、活動実績等を把握・分析し、費用対効果の観点から、センターごとに、設置の必要性を含めた今後の運営の在り方について、その方向性を示すような評価を行うべきである。

### 【独立行政法人宇宙航空研究開発機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 組織体制については、統合メリットの発揮に向けた法人における取組の方向を明確にするため、一法人としての組織体制の将来像及びそれに向けた改革の全体像を明らかにした上で、組織（本社、各本部・事業所、施設等）・人員の合理化状況等について把握・分析し、本法人のトップマネジメントによる改善が図られるような評価を行うべきである。
- ・ 関連公益法人等に対する業務の外部委託については、一層の効率化を図る観点から、特殊法人等整理合理化計画をも踏まえ、更なる競争的な契約の拡大可能性に関する検討・取組状況について評価を行うべきである。
- ・ 中期計画に定められた事業については、網羅的に評価を行うべきであるが、特段の事由により評価を行うことができない場合には、評価の透明性を確保する観点から、その旨評価書に記載すべきである。

### 【独立行政法人日本スポーツ振興センター】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、



中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ スポーツ振興に係る助成金の申請手続のオンライン化については、業務実績が数値目標を大幅に上回っており、目標の評価尺度として変更が必要と認められるため、当該事項に関する実績の推移を踏まえて、適切な対応を求めるべきである。
- ・ スポーツ振興くじによる助成事業については、スポーツ振興投票券の発売等の業務の実施方法の適切性・妥当性について評価するとともに、現行制度の仕組みと財務内容等に関する情報提供の在り方など信頼性の確保に向けた取組について評価すべきである。

#### **【独立行政法人日本芸術文化振興会】**

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 養成事業・研修事業については、充当されている費用の適切性・妥当性について評価するとともに、修了生の就業状況を把握の上評価を行うべきである。
- ・ 国立劇場等の管理運営の効率化については、諸外国の類似機関との比較検討や各施設の委託先における効率化状況の比較検討のみならず、公立施設における民間委託の状況等も参考にして、比較検討した上で評価を行うべきである。

#### **【日本私立学校振興・共済事業団（助成事業）】**

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 私学教職員の研修に対する助成事業については、助成金交付先の適切性・合理性及びその助成金額の妥当性に関する評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人日本学生支援機構】**

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 学資金貸与事業における奨学金回収業務の民間委託については、委託前後における回収率や回収額の増減状況及びその原因を把握・分析し、それに要した経費も踏まえ、委託による効果及び改善事項を明らかにするような評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人海洋研究開発機構】**

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 統合時に東京大学海洋研究所から移管された学術研究船については、船舶運航の一元化によるメリットを一層発揮する観点から、本法人における業務遂行上の役割・位置付けの適切性を検証した上で、引き続きその活動状況について評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人国立高等専門学校機構】**

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 評価に当たっては、業務運営の改善に向けた法人としての具体的な取組の検討に資するため、全国55校の高等専門学校ごとの活動実績、財務状況等についても、把握・分析すべきである。
- ・ 評価の結果については、事業年度ごとの経年変化を比較することにより、中期計画の達成状況を判断することができるよう、適切に評価項目を設定すべきである。

### 【独立行政法人大学評価・学位授与機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 学校教育法に基づく1認証評価機関として実施する認証評価業務については、他の認証評価機関との間における公正な競争環境を確保するため、今後、法人が用意した財務様式に従い一般管理費も含めて他の業務と厳格に区分して経理されるよう、引き続き、その会計処理の適切性について評価すべきである。

### 【独立行政法人国立大学財務・経営センター】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 施設費貸付事業については、債権管理の状況を含め、その適切性について評価を行うべきである。
- ・ 研修事業・相談事業については、国立大学法人におけるニーズを反映したものとなっているかという視点から、今後の研修の参加状況、参加者の評価、相談件数等の推

移を把握・分析し、評価を行うべきである。

### 【独立行政法人メディア教育開発センター】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ メディア教材の研究開発等の業務については、国の関連政策との関係、大学・民間等における類似事業の実施状況及び同法人が開発した教材の利用実態等を把握・分析し、評価を行うべきである。

### 【所管法人共通】

- ・ 平成18年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。
- ・ 「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。
- ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした

取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。

政 委 第 19 号

平成 17 年 11 月 14 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 黒川 清 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽 宇一郎

平成 16 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 17 年 8 月 25 日付け、29 日付け及び 30 日付けをもって貴委員会から通知のあった「厚生労働省の所管する独立行政法人の平成 16 年度の業務実績の評価結果について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 4 回目の年度評価となりますが、昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人についても評価の対象とされたところです。これらの法人については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2 次意見」という。）、特殊

法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」（16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」

（17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「財務評価等の関心事項」という。）を踏まえ、また、先の各府省独立行政法人評価委員会委員長との懇談会（以下「委員長懇談会」という。）における意見等も考慮し、中期的観点をも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、効果的・効率的な法人業務運営の観点からの主要な事項に係る指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」や「財務評価等の関心事項」の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、今回、上記の委員長懇談会での意見等も踏まえ、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成 16 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

**【独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構】**

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（岡山県加賀郡）及びせき髄損傷者職業センター（福岡県飯塚市）については、効率的かつ効果的な業務運営に資する観点から、両センターと隣接し密接に連携する独立行政法人労働者健康福祉機構の吉備高原医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターとの一体的な事務・事業の実施に向けた検討が可能となるような評価を行うべきである。
- ・ 47 地域障害者職業センターについては、当該センターと同様に、都道府県単位ごとに、相談業務などを行っている独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センター、独立行政法人労働者健康福祉機構の産業保健推進センターの業務の実施状況及び都道府県内における相談業務等の実施状況を踏まえ、効率的かつ効果的な業務実施体制に向けての検討が可能となるような評価を行うべきである。
- ・ 関連公益法人等を含めた業務委託について、特定業務の独占受託や業務委託に対する依存度の高いものに関する当該契約の必要性・妥当性や委託金額の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 助成金事業については、助成金ごとにその支給実績や助成の効果等についての定量的な測定や分析状況を把握、検証した上で、その必要性の議論に資するような評価を行うべきである。



- ・ 障害者雇用納付金制度について、障害者の実質的な雇用に結び付くよう、積立金の有効な活用についての評価を行うべきである。

### 【独立行政法人福祉医療機構】

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 福祉医療貸付事業については、民業補完を徹底していく観点から、中期目標等及び平成16年度の評価結果等を踏まえ、引き続き医療貸付事業について、融資対象事業、融資条件等を適切に見直していくとともに、福祉貸付事業においても所要の対応を図るなど、政策金融改革の動向を踏まえ、政策金融を取り巻く環境の変化に適切に対応した厳格な評価を行うべきである。
- ・ リスク管理債権の比率については、他の政策金融機関と比較して低水準にあるが、中期目標等及び平成16年度の評価結果等を踏まえ、回収目標を明確にした上で、引き続き回収状況についての的確な評価を行うべきである。

### 【独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人と知的障害者援護施設全体の約8割を占める民間の援護施設との交流は、先進的な民間の取組のノウハウを活用できる点や、民間の援護施設の意見・要望等を把握することによって、民間の援護施設のニーズに沿った調査研究テーマの選定、民間の援護施設に対する効果的な援助・助言等を行うことができるという点において有益と考えられることから、今後は、民間の援護施設との交流の一層の推進という視点からも評価を行うべきである。

## 【独立行政法人労働政策研究・研修機構】

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 日本労働研究機構と厚生労働省労働研修所とを統合し平成15年10月に発足した本法人における調査研究業務と研修業務との一体的実施による効果について、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、具体的な評価を行うべきである。
- ・ 本法人の研究員の平成16年度の個人業績に関する評価を実施しているものの、評価書には評価結果が記載されていない。優秀な研究者の確保と育成が調査研究活動の水準の向上につながり、また、本法人に関して様々な指摘が行われている状況の下、業績評価の結果については、個々の研究員の処遇等への反映にとどまらず、調査研究業務に関する評価を行う上でも有益な情報であり、さらに、中期目標期間終了時における組織及び業務の全般にわたる検討の際には、研究担当部門の組織体制にも検討が及ぶこととなるため、調査研究業務の評価に当たっては、研究員の業績評価の結果にも着目した上で評価を行うべきである。
- ・ 外部からの研究者等の海外派遣については、研究者の育成等を目的とした「長期派遣プログラム」と、海外の労働政策や労働問題の研究、国際学会への出席等を目的とした「短期派遣プログラム」により実施されているが、本法人に関して様々な指摘が行われている状況の下、本法人の目的に沿ったものか、目的の達成に寄与するものかが明確になっておらず、また、今後、派遣効果を検証する場合には、本法人の研究活動への貢献状況についても把握する必要があると考えられるため、研究者等の海外派遣に関する評価に当たっては、これらの視点も採り入れた評価を行うべきである。
- ・ 平成16年度の運営費交付金交付額35.2億円のうち18.9%（6.7億円）が収益化されず、運営費交付金債務として残されているが、評価書には「運営費交付金債務は、経費節減等により生じたものであり、合理的な理由に基づくものである。」という理由は記載されているものの、その根拠となるデータが示されておらず、厚生労働省独立

行政法人評価委員会も発生理由の分析等を行っていないことから、運営費交付金債務の発生理由に関する的確かつ具体的な評価を行うべきである。

- ・ 平成16年度において経常費用33.3億円のうち外部委託費が6.9億円と経常費用の20.7%を占めている現状を踏まえ、外部委託費の内訳を把握、精査することにより外部委託費を削減する余地はないかという視点から評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人雇用・能力開発機構】

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 在職者訓練については、その成果を検証し、ニーズの乏しいものや民間でもできるものは廃止するなど、本法人の訓練は事業主等が行う職業訓練の「補完」という法制度の主旨が徹底されているか評価を行うべきである。
- ・ 訓練コースの設定は、本法人が「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）の指摘事項「真に高度」かつ「地方や民間で可能な訓練は廃止」を基に策定した「雇用・能力開発機構が実施する在職者訓練の設定基準」に則したものとなっているか、事業別・施設別のコスト情報を把握、分析し、民間ではできない訓練コースとなっているか、評価されていない。このため、訓練コースの設定において、上記の視点を踏まえ評価を行うべきである。
- ・ 在職者訓練の効率的な実施を図る観点から、事業別・施設別のコスト情報を把握、分析し、民間で可能な訓練コースの廃止、訓練定員の縮減等に対応した訓練施設・設備の合理化及び要員の削減に関する厳格な評価を行うべきである。
- ・ 離職者訓練については、訓練コース別にその訓練の目的どおりに就職がなされたかの成果について評価されていない。このため、訓練コースごとに、その成果を評価す

べきである。

- ・ 離職者訓練の効率的な実施を図る観点から、事業別・施設別のコスト情報を把握、分析し、民間で可能な訓練コースの廃止、訓練定員の縮減等に対応した訓練施設・設備の合理化及び要員の削減に関する厳格な評価を行うべきである。  
また、施設内訓練に係るコストを明らかにしつつ、市場化テストの活用など、民間委託拡大の検討に資する評価を行うべきである。
- ・ 離職者訓練においては、民間委託による実施が進められてきており、その結果、受講者数全体に占める割合が約7割となっていることを踏まえ、将来的には離職者に対する助成（バウチャー）制度も視野に入れつつ、その在り方の検討に資する評価を行うべきである。
- ・ 職業能力開発総合大学校において実施している指導員養成訓練については、卒業生における指導員への就職実績は年々低下し、平成16年度においては1割程度の状況になっているが、評価は行われていない。このため、卒業生の指導員への就職状況を把握、分析し、その成果を評価するとともに、今後の在り方の検討に資する評価を行うべきである。
- ・ 「私のしごと館」については、多額の維持管理費、人件費コスト等の支出を伴っている現状にかんがみ、コスト削減の指標を明確にするとともに、費用対効果の把握・分析を適切に行い、廃止を含めたその在り方の検討が可能となるような評価を行うべきである。
- ・ 47都道府県センターについては、当該センターと同様に、都道府県単位ごとに、相談業務や助成金の交付業務などを行っている独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地域障害者職業センター、独立行政法人労働者健康福祉機構の産業保健推進センターの業務の実施状況及び都道府県内における相談業務等の実施状況を踏まえ、効率的かつ効果的な業務実施体制に向けての検討が可能となるような評価を行うべきである。

- ・ 47 都道府県センターで行っている助成金事業については、助成金ごとにその支給実績や助成の効果等についての定量的な測定や分析状況を把握、検証した上で、その必要性の議論に資するような評価を行うべきである。
- ・ 雇用促進住宅については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）において、「早期に廃止」とされているが、平成 16 年度、1,531 か所の住宅（入居者数約 35 万人）が存置されており、早期廃止に向けた取組について適切な評価が行われていない。このため、個別の住宅ごとの譲渡・廃止計画を踏まえて全体としての目標期限を設定するなど早期廃止に向けた計画を策定するとともに、個別住宅ごとに入居率や財務状況を把握、分析し、早期の廃止を促すような評価を行うべきである。
- ・ 財形勘定の欠損金については、発生理由及び具体的な収益改善方策等を明らかにした上で、解消についての評価を行うべきである。
- ・ 雇用促進融資（福祉施設設置資金貸付金等）については、多額の貸倒懸念債権等を抱えていることから、これらについて、具体的な数値目標や処理方針等を明確にした上で、回収状況についての評価を的確に行うべきである。

#### 【独立行政法人労働者健康福祉機構】

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 36 労災病院については、①労災疾病（勤労者医療 12 分野）の研究機能は、効率的な研究実施の観点から集中・特化するとともに、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所及び産業医科大学とのシナジー効果をどのように発揮していくか、②病院機能については、地域のニーズの把握・分析や同じような見直しを指摘されている社会保険病院及び厚生年金病院などの公的病院の統廃合や民営化と併せた議論を行った上で、中期目標期間終了時の検討を視野に入れた今後の労災病院の在り方を含む評価を行うべきである。

- ・ 吉備高原医療リハビリテーションセンター（岡山県加賀郡）及び総合せき損センター（福岡県飯塚市）については、効率的かつ効果的な業務運営に資する観点から、両センターと隣接し密接に連携する独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の国立吉備高原職業リハビリテーションセンター及びせき髄損傷者職業センターとの一体的な事務・事業の実施に向けた検討が可能となるような評価を行うべきである。
- ・ せき髄損傷者などを所内の宿舎に受け入れ、社会復帰に必要な生活・健康・作業管理を行い、自立更生を援助するため設置されている8労災リハビリテーション作業所については、「施設収容中心」から「地域福祉、在宅福祉中心」への政策転換に対応するとともに、入所率の低下等の運営実績も踏まえ、廃止を含む在り方の見直しに資する評価を行うべきである。
- ・ 47 産業保健推進センターについては、当該センターと同様に、都道府県単位ごとに、相談業務や助成金の交付業務などを行っている独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センター、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地域障害者職業センターの業務の実施状況及び都道府県内における相談業務等の実施状況を踏まえ、効率的かつ効果的な業務実施体制に向けての検討が可能となるような評価を行うべきである。
- ・ 47 産業保健推進センターで行っている助成金事業については、助成金ごとにその支給実績や助成の効果等についての定量的な測定や分析状況を把握、検証した上で、その必要性の議論に資するような評価を行うべきである。
- ・ 労働安全衛生融資については、多額の貸倒懸念債権等を抱えていることから、これらについて、具体的な数値目標や処理方針等を明確にした上で、回収状況についての評価を的確に行うべきである。

#### 【独立行政法人国立病院機構】

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図

っていく必要がある。

- 個々の病院ごとに、事務の効率化を図る観点から、レセプト電算処理や電子カルテ導入等のIT化を推進するとともに、運営状況及び収支状況を把握、分析した上で、特定の病院の運営及び収支が本法人全体の運営や財務に与えた影響について評価を行うべきである。
- 本法人の使命である政策医療の評価をより適切に実施する観点並びに個々の病院の診療実績及び診療効率を適切に把握、評価する観点から、個別の病院においてDPC（診断群分類別包括評価による診療報酬支払制度）に対応可能な診療情報の整備の促進を図り、病院間のベンチマークを可能とする指標を作成した上で、よりふさわしい評価方法等を工夫しつつ、評価を行うべきである。
- 個々の病院の見直しを視野に入れ、医療制度改革の動向も踏まえ、各病院の実績や役割も考慮しつつ、本法人全体としてどの程度の役割を果たしているか評価を行うべきである。
- 本法人においては、2年に1回の診療報酬の改定や医療制度改革の議論も始まるなど医療政策の変革に適切に対応していく必要がある。このため、本法人は、その都度必要に応じて中期計画等を見直すべきであり、新たな中期計画等の下で業務が遂行され、適切に評価されることを期待する。

#### **【独立行政法人医薬品医療機器総合機構】**

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- 本法人は、認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター及び財団法人医療機器センターの一

部を統合し発足した法人であり、その設立趣旨を踏まえ、統合に伴う業務運営や管理部門等の合理化、効率化等の状況についての具体的な評価を行うべきである。

### 【所管法人共通】

- ・ 平成18年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。
- ・ 「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。
- ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。



政 委 第 19 号

平成 17 年 11 月 14 日

農林水産省独立行政法人評価委員会

委員長 松 本 聰 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇 一 郎

平成 16 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 17 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人の平成 16 事業年度における業務実績の評価結果について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 4 回目の年度評価となりますが、昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人についても評価の対象とされたところです。これらの法人については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2 次意見」という。）、特殊

法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」（16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」

（17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「財務評価等の関心事項」という。）を踏まえ、また、先の各府省独立行政法人評価委員会委員長との懇談会（以下「委員長懇談会」という。）における意見等も考慮し、中期的観点をも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、効果的・効率的な法人業務運営の観点からの主要な事項に係る指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」や「財務評価等の関心事項」の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、今回、上記の委員長懇談会での意見等も踏まえ、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成 16 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

**【独立行政法人農畜産業振興機構】**

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 畜産勘定においては、恒常的に多額の現金・預金を保有しているが、その保有の目的から安全性に十分留意しつつ、効率的な管理・運用を促すような評価を行うべきである。
- ・ 砂糖勘定に関する評価について、砂糖勘定の主な業務である砂糖価格調整制度については、会計年度とは異なる砂糖年度（10月1日～翌年9月30日）による事業運営を行っていることを踏まえ、砂糖勘定の適切な評価を行う観点から砂糖年度における収支状況を評価書、事業報告書等に明記した上で評価を行うべきである。
- ・ 情報提供業務について、引き続き出版物の配布先のニーズの変化、配布先における活用状況、配布による効果及び人件費を含めたコストを的確に把握した上で、出版物の有料化の検討を含め出版物として情報を提供することの在り方が明確になるような評価を行うべきである。
- ・ 地方出先機関等（8地方事務所、3出張所及び5海外駐在員事務所）については、国内の輸入指定糖の売買手続等、海外での畜産関係の情報収集等の業務を本部と一体的に実施しているが、政府全体における電子申請手続の進捗状況、申請者が限定されている状況等を踏まえつつ、業務の効率的な運営の観点から、今後とも、より具体的な業務実績等を把握した上で、その効果的・効率的な運営を促すような評価を行うべきである。

- ・ 本法人は、平成15年10月に特殊法人農畜産業振興事業団と認可法人野菜供給安定基金を統合し発足した法人であるが、管理職の割合が約5割となっている状況等を踏まえ、統合による効果の発揮を含め、より効果的・効率的な組織・業務運営を促すような評価を行うべきである。

### 【独立行政法人農業者年金基金】

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本部のほかに北海道（平成17年10月1日現在、常勤職員3人）及び九州（同3人）の2か所に連絡事務所を設置し、県段階業務委託機関との連絡調整、市町村段階業務委託機関に対する個別指導、諸届等の受理・審査等の業務を行っているが、業務の効率的な運営の観点から、各連絡事務所の業務実績等を把握した上で評価を行うべきである。
- ・ 制度普及活動の評価については、農業者年金制度の周知活動の実施状況等に関する評価及びホームページのアクセス件数という普及活動の手段を基にした指標による評価を行っているが、例えば新規加入者1人当たりの制度普及活動費などの現状を明らかにした上での評価を行うべきである。
- ・ 本法人の業務については、農業協同組合、農業委員会等へ委託して行われているが、平成16年度の業務委託費は27億円であり、年金給付に係る部分を除いた経常費用の約6割を占めている。運営費交付金のほか多額の国庫支出を伴っている現状にかんがみ、本法人の業務実施に当たり、業務の効率的な運営の観点から、委託業務に関する実績等を把握した上で評価を行うべきである。

### 【独立行政法人農林漁業信用基金】

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会及び財務省独立行政法人

評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 林業信用保証業務については、保証残高が継続して減少している状況や、業務の収支について、支出（代位弁済）が収入（保証料及び回収金）を上回る状態が継続している状況、及び保証債務全体に占める正常先以外のものの割合が93.4%となっている状況にかんがみ、経済情勢等にも配慮しつつ、中期目標期間終了時の検討を視野に入れ、その際の検討に資するような評価を行うべきである。

また、求償権の回収については、減少した求償権のうち回収によるものが全体の4分の1程度にとどまる現状にかんがみ、回収実績を向上させ、ひいては年々増加しつつある求償権残高の低減に資する観点から、具体的な指標を予め年度計画に開示させた上で、当該指標に基づく客観的な評価を行うべきである。

- ・ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務については、業務の収支について、支出（保険金）が収入（保険料及び回収金）を上回る状態がみられる状況等にかんがみ、収支改善に向けた取組の効果があつたかどうかについても、評価を行うべきである。

また、回収金については、回収実績を向上させる観点から、具体的な指標を予め年度計画に開示させた上で、当該指標に基づく客観的な評価を行うべきである。

- ・ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における保険の事故率並びに林業信用保証業務における債務の代位弁済率については、的確な指標を設定し、それと比較する形での評価を行うべきである。

- ・ 林業信用保証勘定においては、一般管理費の赤字を補填するために補助金が交付されていることを踏まえ、毎年度の経費削減努力について、より厳格な評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人緑資源機構】**

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図

っていく必要がある。

- ・ 地方出先機関（6 整備局、8 地方建設部、33 水源林整備事務所、11 建設事業所）ごとの評価については、各整備局・各建設部の業務の実施状況を示す内訳表を評価シートに登載し、公表している。今後ともこうした取組を進め、更なる効果的・効率的な運営を促すような評価を行うべきである。
- ・ 水源林造成事業については、業務実績評価に際して行われた将来的な採算性の確保に係る試算に関し、当該事業が極めて長期にわたるという特殊性を踏まえ、借入金の償還確実性についても念頭に置きつつ、立木価格等の前提条件を変化させた場合についても把握した上で評価を行うべきである。  
また、立木価格が長期低落傾向にあること等を踏まえ、より効率的な業務運営を促すような評価を行うべきである。
- ・ 林道等勘定における林道整備経理（緑資源幹線林道事業）においては、金利情勢等により純損失の計上が続いていることから、今後とも収支の健全化に向けた取組を進め、より効率的な業務運営を促すような評価を行うべきである。

#### 【所管法人共通】

- ・ 平成 18 年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。
- ・ 「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係

や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。

- ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。

政 委 第 19 号

平成 17 年 11 月 14 日

経済産業省独立行政法人評価委員会

委員長 木 村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇 一 郎

平成 16 年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 17 年 8 月 26 日付けをもって貴委員会から通知のあった「経済産業省所管の独立行政法人の平成 16 年度における業務の実績に関する評価の結果について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 4 回目の年度評価となりますが、昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人についても評価の対象とされたところです。これらの法人については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2 次意見」という。）、特殊



法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」（16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」

（17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「財務評価等の関心事項」という。）を踏まえ、また、先の各府省独立行政法人評価委員会委員長との懇談会（以下「委員長懇談会」という。）における意見等も考慮し、中期的観点をも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、効果的・効率的な法人業務運営の観点からの主要な事項に係る指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」や「財務評価等の関心事項」の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、今回、上記の委員長懇談会での意見等も踏まえ、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成16年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

**【独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構】**

以下の点を踏まえつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ エネルギー環境技術本部等組織の新設等について、その必要性、設置場所や規模の妥当性等について把握した上で具体的な効率化の状況等について評価を行うべきである。
- ・ 5海外事務所各々について、その展開の在り方を評価する観点から、具体的な業務実績等について評価を行うべきである。
- ・ 産業界への貢献等アウトカムの視点からも評価を行うべきである。
- ・ 研究開発事業においては、例えば企業に対するヒアリング等により、ニーズを具体的に把握し、既存の手法について、必要性、有効性等の観点から見直しを行うとともに、研究開発投資の効率化・重点化に向けた取組の効果について評価を行うべきである。
- ・ 欠損金、貸倒懸念債権及び破産更生債権等について、発生理由を明らかにするとともに、その処理に関し、数値による明確な指標や具体的な解消方策等についての工程を把握した上で評価を行うべきである。

**【独立行政法人日本貿易振興機構】**

以下の点を踏まえつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 知見の総合的活用などを通じた業務の質の向上等、アジア経済研究所との統合による効果について、アウトプットのみではなく、アウトカムを把握した上での評価も行うべきである。
- ・ 事業の実施における地方公共団体等他機関との連携について、その実績を明らかにした上で、それぞれの役割分担等を踏まえ、連携の具体的な効果についても明らかになるような評価を行うべきである。
- ・ 36 国内事務所及び 74 海外事務所の各々について、中期的にその展開の在り方を評価する観点から、具体的な業務実績等を把握した上で評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人原子力安全基盤機構】**

以下の点を踏まえつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 外部委託に係る業務について、単なる実施状況の把握にとどまらず、人件費等を含む当該業務の全体の効率化の具体的な達成状況及び契約状況にまで踏み込んで評価を行うべきである。
- ・ 検査等に関する業務について、適正化委員会の活動等を踏まえた上で、具体的な質の向上の促進に資するような評価を行うべきである。
- ・ 安全確保に関する情報の収集、整理及び提供業務について、リスクコミュニケーション等広報活動の重要性にかんがみ、その実施状況等を踏まえた上で、有効性等につ

いて評価を行うべきである。

- ・ 各種業務に対する資源の投入量、重要性等を明らかにした上で、各々の重み付けを踏まえた評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人情報処理推進機構】**

以下の点を踏まえつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 戦略的ソフトウェア開発事業に係る繰越欠損金については、発生理由を明らかにするとともに、その処理に関し、定量的な指標や具体的な解消方策等についての工程を把握した上で評価を行うべきである。
- ・ 情報処理技術者試験業務については、構造改革特区制度の利用状況、外部委託等の進捗状況や同業務に係る収支状況等を踏まえ、今後の業務の在り方の検討にも資するような評価を行うべきである。
- ・ 地域事業出資業務については、前期との実績比較のみならず、経営改善計画に基づく評価を行うべきである。また、同業務に係る繰越欠損金については、発生理由を明らかにするとともに、その処理に関し、出資総額に対する繰越欠損金の割合を可能な限り中期目標期間中に減少させるため、定量的な指標、具体的な削減方策及びその工程を把握した上で中期目標の達成状況の評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構】**

以下の点を踏まえつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 平成16年度に交付された運営費交付金の大部分が収益化されていないことについて、その原因を明らかにした上で、運営費交付金債務の収益化の状況についても評価を行うべきである。
- ・ 民間備蓄融資業務については、当該業務に係るコスト構造、融資先の財務状況、民間金融機関の状況、石油の価格等の社会経済情勢を踏まえて業務の全体像を把握し、融資の詳細の検討や当該業務の更なる効率的な運営の実現に資する評価を行うべきである。
- ・ 関連公益法人等への業務委託の内容、業務委託費の節減等についての評価を行うべきである。また、関連公益法人に対する補助金の交付については、国が直接行わず本法人を通じて行っている現状を踏まえ、補助事業の管理の適切性や、引き続き本法人が当該業務を担う必要性の検討にも資する評価を行うべきである。
- ・ 法人が管理する基金等の運用については、鉱害防止事業以外の事業に係るものについても、効率的な運用が行われているかどうかについて評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人中小企業基盤整備機構】**

以下の点を踏まえつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 地方の事務所やインキュベーション施設などに関しては、施設ごとの個別課題について判断できるような、きめ細かい評価の仕組みを設けて評価すべきである。
- ・ 小規模企業共済について加入実績が目標を下回っている原因を的確に把握・分析し、その具体的な評価が行えるよう仕組みを設けて評価した上で、適切な対応策が取られているか否かについて評価を行うべきである。

- 販売用不動産の分譲価格の決定等が本法人の経営判断として行われることを勘案しつつ、価格決定の基本的な考え方等の透明性も可能な限り確保して、明確な目標に基づき分譲実績や分譲による損益について適切に評価を行うべきである。
- 欠損金や貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、発生理由を明らかにするとともに、その処理に関し、定量的な指標や、これまでの経緯を踏まえた今後の具体的な解消方策等について工程を把握した上で評価を行うべきである。
- 関連公益法人等への業務委託の内容や金額等について、当該委託の在り方を含めた検討に資するような業務全般にわたる評価を明確に行うべきである。

#### 【所管法人共通】

- 平成18年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。
- 「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。
- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした

取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。

## 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

### 【独立行政法人日本貿易保険及び独立行政法人産業技術総合研究所】

上記2法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成16年12月10日付け政委第28号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）において、その組織及び業務の全般にわたる見直しにつき、それぞれに係る中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行った上で取りまとめたものであることから、独立行政法人通則法第34条第3項（平成11年法律第103号）に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会においては、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。



政 委 第 19 号

平成 17 年 11 月 14 日

国土交通省独立行政法人評価委員会

委員長 木 村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇 一 郎

平成 16 年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 17 年 8 月 26 日付けをもって貴委員会から通知のあった「国土交通省所管独立行政法人の平成 16 年度業務実績評価について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 4 回目の年度評価となりますが、昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人についても評価の対象とされたところです。これらの法人については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2 次意見」という。）、特殊

法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」（16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」

（17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「財務評価等の関心事項」という。）を踏まえ、また、先の各府省独立行政法人評価委員会委員長との懇談会（以下「委員長懇談会」という。）における意見等も考慮し、中期的観点をも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、効果的・効率的な法人業務運営の観点からの主要な事項に係る指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」や「財務評価等の関心事項」の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、今回、上記の委員長懇談会での意見等も踏まえ、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成 16 年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

**【自動車検査独立行政法人】**

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 独立行政法人として真に担うべき事務及び事業を行うとの観点から、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、国及び民間との関係にも留意しつつ、独立行政法人の業務として担う必要性・有効性等を含めた業務の在り方が明確になるような評価を行うべきである。

**【独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構】**

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 船舶共有建造業務については、年度収支計画の損益を大きく上回る損失が発生し欠損金が増加している等財務状況の悪化に対応して、「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」（平成 16 年 12 月 20 日国土交通省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構）に基づき、共有建造業務の抜本的見直し、未収発生防止・債権管理及び回収の強化などに取り組んでいる。さらに、これに関連して、制度や、中期目標等の改正も予定されていることから、これらの改正も踏まえ、欠損金の処理状況、未収金の発生防止・回収状況等について評価を行うべきである。

### 【独立行政法人自動車事故対策機構】

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 独立行政法人として真に担うべき事務及び事業を行うとの観点から、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、国及び民間との関係に留意しつつ、「業績評価のための特別なタスクフォース」、「業務のあり方検討会」等の検討動向も考慮し、独立行政法人として担う必要性・有効性等を含めた業務の在り方が明確になるような評価を行うべきである。

### 【独立行政法人都市再生機構】

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ ニュータウン事業については、事業の廃止に向けた用地の早期処分等を示した「経営改善に向けた取組みについて」（平成17年7月1日）が策定されており、その確実な実行を図る観点から、地区ごとの供給・処分計画の進捗状況を把握するとともに、譲渡の促進、事業の縮小・早期終了を含む事業内容の見直し、事業コストの縮減等の取組実績を踏まえた厳格な評価を行うべきである。
- ・ 多額の割賦等譲渡債権等（1兆3,432億円（うち貸倒懸念債権、破産更生債権等の合計756億円））を抱えているが、割賦等譲渡債権等については、現在、検討されている割賦債権証券化等の実施状況にも着目し、その回収状況についての評価を行うべきである。
- ・ 特定関連会社や関連公益法人の中には、機構への依存度が高い（80%以上）ものがみられるので、業務の性質・内容を踏まえた上で、業務委託に対する依存度の高い関連公益法人等に関する当該契約の必要性・妥当性についての評価を行うべきである。

## 【所管法人共通】

- 平成18年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。
- 「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。
- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。

政 委 第 19 号

平成 17 年 11 月 14 日

環境省独立行政法人評価委員会

委員長 石 井 紫 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇 一 郎

平成 16 年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 17 年 8 月 26 日付け及び 30 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人環境再生保全機構における平成 16 年度業務実績の評価結果について（通知）」及び「独立行政法人国立環境研究所における平成 16 年度業務実績の評価結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 4 回目の年度評価となりますが、昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人についても評価の対象とされたところです。これらの法人については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（14 年 12 月

26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」

(17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「財務評価等の関心事項」という。)を踏まえ、また、先の各府省独立行政法人評価委員会委員長との懇談会(以下「委員長懇談会」という。)における意見等も考慮し、中期的観点をも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、効果的・効率的な法人業務運営の観点からの主要な事項に係る指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」や「財務評価等の関心事項」の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、今回、上記の委員長懇談会での意見等も踏まえ、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成 16 年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

**【独立行政法人環境再生保全機構】**

以下の点を踏まえつつ、環境省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 事務処理の簡素化、迅速化の推進による経費の削減等について、具体的な削減額を把握した上で評価を行うべきである。
- ・ 外部委託に係る業務について、単なる実施状況の把握にとどまらず、人件費等を含む当該業務の全体の効率化の具体的な達成状況及び契約状況にまで踏み込んで評価を行うべきである。
- ・ 公害健康被害補償業務について、本部及び大阪支部それぞれの業務実績を把握した上で評価を行うべきである。
- ・ 地球環境基金の運用益及び運営費交付金を原資として実施されている助成事業及び振興事業については、助成事業についての助成対象の重点化の措置状況、助成の効果の把握、振興事業についての調査事業の重点化の措置状況等の把握にとどまらず、基金の造成目標、造成状況、運用状況等を勘案し、業務規模が適切かどうかの評価を行うべきである。

**【所管法人共通】**

- ・ 平成 18 年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8



月1日閣議決定)を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。

- ・ 「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。
- ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)において、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。



(参考1) 評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会

評価委員会名	取組の概要
<p>文部科学省独立行政法人評価委員会</p>	<p>毎年度の事業年度評価について、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務の在り方、改善すべき点等を明らかにするようなものとするため、平成17年3月に本委員会の規程（文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針）を改正し、全体評価の記載事項を「①評価を通じて得られた法人の今後の課題」、「②法人の経営に関する意見」、「③特記事項（中期目標期間終了時の見直し作業、総務省からの指摘についての対応等）」に区分した上で、法人に求めるべき今後の重要点をポイントを絞って明らかにするような取組を実施している。</p> <p>また、これに併せて、項目別の評価結果や財務状況の経年変化をとらえるため、評価書の様式に、「項目別評価結果総表」及び「損益計算書、貸借対照表、利益処分等の経年比較表」を加え、法人における過年度の改善事項やその改善状況、財務上の課題を網羅的に確認するための工夫をしている。</p>

(参考2) 積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人

法人名	取組の概要
<p>独立行政法人教員研修センター (文部科学省所管)</p>	<p>研修事業について、受講者の目標参加率（毎事業年度85%以上）、受講者等からの目標満足度（アンケート調査における「有意義だった」等のプラス評価が受講者の85%以上等）を設定し、これを下回った場合には、受講者数の見直し、研修内容、研修方法等の見直しを行う旨を中期計画に規定している。</p> <p>本法人においては、これに基づき、研修メニューごとに受講者の参加率や満足度を把握・分析し、参加率が85%を下回った8研修（全体の約3割）について、その原因に応じて、受講者数を都道府県・政令指定都市の規模に応じたものに変更、受講者の利便性を踏まえた開催時期・開催場所の設定、受講対象者や研修内容が一部重複する研修の統合等の措置を講じている。</p> <p>なお、満足度については、目標を下回る研修メニューがなかったため、この観点からの見直しは行っていない。</p> <p>(文部科学省独立行政法人評価委員会の評価：A（着実な実施状況）)</p> <p>見直しや改善が積極的に図られ、各都道府県教育委員会等に対して国のセンターとしての機能を十分に発揮していることは高く評価できる。</p>
<p>独立行政法人勤労者退職金共済機構 (厚生労働省所管)</p>	<p>「中小企業退職金共済事業の累積欠損金については、平成15年度下期に545億円の当期利益を上げ累積欠損金の削減が図られているが、依然として2,673億円が残っており、また、林業退職金共済事業についても17億円の累積欠損金があるが、これらを解消するための具体的目標設定がなされていない。累積欠損金の解消に向けては、明確な目標の下で削減に努</p>

(続き)

法人名	取組の概要
	<p>めることが重要であることから、余裕金の安全かつ効率的な運用に配慮しつつ、両事業に係る具体的な削減目標の設定状況を踏まえた上で評価を行うべきである」との当委員会の意見（平成16年12月10日付け政委第29号）、労働政策審議会の「中小企業退職金共済制度の運営改善に関する意見書」（17年3月11日）等を踏まえ、中小企業退職金共済事業及び林業退職金共済事業の累積欠損金の解消に向けて積極的に取り組むこととしており、16年度には合計402億円（中小企業退職金共済事業401億円及び林業共済退職金事業1億円）解消した。</p> <p>なお、本法人においては、平成17年10月に、欠損金の具体的な解消年限、中期目標期間中の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を設定した「累積欠損金解消計画」を策定した。</p> <p>（厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価：A（中期目標を上回っている。））</p> <p>経費節減を図る一方で一定の資金運用等収入を確保し、一般の中小企業退職金共済事業と林業退職金共済事業合わせて約400億円の累積欠損を解消しており、総合的にみて計画以上の成果が得られたものと評価する。</p> <p>ただし、この結果は金融市場の状況など外生的な要因も大きく影響していることに留意する必要がある。累積欠損金の解消は、制度の持続的な運営に当たって、加入促進と並び最重要課題であることから、今後とも引き続き、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、経費節減や加入促進などと併せ、さらなる対策の実施に努める必要がある。</p> <p>また、累積欠損金の解消を確実なものとするため、その具体的な解消年限等を平成17年度に設定するための取組に着手したことは、16年12月の総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見に沿うものであり、その早期策定と着実な実施を期待する。</p>
<p><b>独立行政法人農畜産業振興機構</b> (農林水産省所管)</p>	<p>「地方出先機関等（8地方事務所、3出張所及び5海外駐在員事務所）について、国内での輸入指定糖の売買手続等、海外での畜産関係の情報収集等の業務を本部と一体的に実施しているとの現状を踏まえつつ、業務の効率的な運営の観点から、業務ごとの具体的かつ詳細な実績等を把握・分析した上で評価を行うべきである」との当委員会の意見（平成16年12月10日付け政委第29号）も踏まえ、16年度から、個々の地方出先機関等ごとに業務実績、運営コスト等を作成・算出し、明らかにした。</p> <p>なお、本法人においては、効率的かつ効果的な業務運営等を図るため、上記の指摘を踏まえ、本部と地方事務所の業務・組織を組織合理化の観点から一体的に見直し、平成17年10月に神戸事務所を廃止した。</p> <p>（農林水産省独立行政法人評価委員会の評価：A（計画どおり順調に実施している。））</p>

(続き)

法人名	取組の概要
	<p>「地方出先機関等」については、国内の輸入指定糖の売買手続等、海外での畜産関係の情報収集等の業務を本部と一体的に実施している。</p> <p>平成16年は地方出先機関等ごとの業務内容、運営コスト等について明らかにされたが、17年度以降については、機能面、効率面から同様の検討を継続するとともに、機構の業務ニーズに対する変化を踏まえ、業務・組織の見直しを行うことを要望する。</p>
<b>独立行政法人家畜改良センター</b> (農林水産省所管)	<p>「財務内容の改善状況等の評価を行うに当たっては、他機関における取組を参考としつつ、種畜等の生産に要する総コストが具体的に把握され、配布価格の妥当性に及ぶ評価が行われるとともに、都道府県や民間企業の類似施設とのコスト比較等の検討が行われることを期待する」との当委員会の意見(平成15年11月13日付け政委第20号)も踏まえ、15年度から、種畜等生産物の生産コストの把握・分析による経費抑制のため、外部専門家の指導を受けて具体的なコスト試算方法を検討してきている。</p> <p>平成16年度においては、比較的生産過程が単純な飼料作物種育苗(イタリアンライグラス)の試算を行った。</p> <p>(農林水産省独立行政法人評価委員会の評価:A(計画どおり順調に実施している。))</p> <p>種畜等生産物の生産コストの把握・分析について、専門家の指導を受けて具体的なコスト試算方法を検討し、平成16年度においては、比較的生産過程が単純な飼料作物種育苗の試算を行い、生産コストの要因分析及びコスト低減に向けた具体的な対応策の検討に取り組んでいる。平成17年度以降においては、種畜の生産コストについても試算に取り組むこととしており、引き続き確実な取組を期待する。</p>
<b>自動車検査独立行政法人</b> (国土交通省所管)	<p>業務運営の効率化を図る観点から、各検査部及び事務所(以下「事務所等」という。)の検査要員について、中期計画で定めた人員の削減計画を踏まえた上で、再配置を行うこととし、平成15年度に、各事務所等ごとに18年度までの実施計画を策定している(14年度末の検査要員803人に対して18年度789人)。</p> <p>この計画は、各事務所等の業務量について、ユーザー車検や並行輸入自動車の事前審査等の処理時間を加味した総合的な業務量指標を算出して、事務所等ごとの検査要員1人当たりの業務量が可能な限り平準化されるよう再配置を行うものであり、「平成15年度業務実績報告書」に掲載されている。</p> <p>本法人においては、毎年度、上記の計画に基づき、検査要員の削減、再配置を行うこととしており、16年度には1人の削減及び8か所での再配置を行った。</p> <p>(国土交通省独立行政法人評価委員会の評価:2(着実な実施状況))</p> <p>指標どおりであり、着実な実施状況にあると認められる。</p>

(続き)

法人名	取組の概要
<p>独立行政法人都市再生機構 (国土交通省所管)</p>	<p>事業リスクの的確な管理のため、平成16年度から、適期に事業を見直す「デンジョンツリー」(注)について、新規着手事業及び事業実施中の地区を対象として試行的に実施した。このシステムについては、公共事業等を行う他の独立行政法人においても、事業のより効率的な実施に有益な手法と考えられる。</p> <p>(注) 土地取得、事業認可、工事着工等の各段階に応じたリスク管理を行うため、事業見直しを行う時期とその見直しの基準を明確にし、柔軟・段階的な意思決定を可能とするシステム</p> <p>なお、本システムについては、平成17年度から本格的に導入することを決定済みであり、事業実施中のすべての地区(252地区)を対象として「デンジョンツリー」を作成することとしている。</p> <p>(国土交通省独立行政法人評価委員会の評価：2(着実な実施状況)) デンジョンツリーの導入や正味現在価値の算出による投資判断により、3地区を事業中止するなど、事業リスク管理についての具体的な取組がなされており、評価する。</p>
<p>独立行政法人国際観光振興機構 (国土交通省所管)</p>	<p>すべての職員を対象として、定期的に能力と実績を評価し、適正かつ厳格な人事考課を実施し、これを処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行うため、平成16年度に新たな人事制度を導入した。この人事制度は、評価結果によって最大20%の降格・降給となる措置を講ずるとともに、管理職の職務手当を職務の軽重に応じた割合に改定するものである。</p> <p>なお、本法人の職員の給与水準に係るラスパイレス指数については、平成15年度125.9から16年度109.6へと16.3ポイント低下している。</p> <p>(国土交通省独立行政法人評価委員会の評価：3(特に優れた実施状況)) 業務運営の効率化に向け、平成16年度のラスパイレス指数を109.6に下げるなど、大幅な人件費の削減を図っており、全体として特に優れた実施状況にあると認められる。</p>

政 委 第 19 号

平成 17 年 11 月 14 日

国立大学法人評価委員会

委員長 野 依 良 治 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇 一 郎

平成 16 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の  
業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 17 年 9 月 16 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

今回の業務の実績の評価は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の法人化後初めての評価でしたが、貴委員会において、精力的な御審議をいただき、評価結果をお取りまとめいただいた御努力に対し、まずもって敬意を表します。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、国立大学法人等における教育研究の特性に配慮しつつ、評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての 2 次意見」（平成 14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会）、「評価における関心事項」（平成 16 年 6 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人分科会）及び「平成 16 年度業務実績評

価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」（17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）における視点も踏まえ、業務運営の効率化や財務内容の改善等の法人の経営面を中心に、二次的な評価を行ったところです。本意見については、このような観点から、貴委員会の評価に加え、当委員会として必要な意見を取りまとめたものであり、本意見の具体化が着実に図られることを要望します。

今後とも、貴委員会におかれては、評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、更なる御尽力をお願いします。



平成 16 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人  
の業務の実績に関する評価の結果についての意見

以下の点を踏まえつつ、国立大学法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 学長・機構長のリーダーシップを発揮させるための各法人における運営体制の整備や、学長・機構長裁量の経費・人員枠の確保等の状況について把握し評価しているところであるが、今後は、これらの体制や仕組みが法人運営においてどのように機能を発揮しているかという観点からも各法人の状況を把握し評価を行うべきである。
- ・ 業務運営や財務内容の改善について評価を行う際には、財務諸表等の分析結果を積極的に活用するとともに、経常損益・当期損益の主な内容・要因や経費節減に係る財務上の改善状況等について把握・分析した上で評価を行うべきである。  
また、今後は、これらを含めた重要な財務情報等についての経年比較を行った上で評価を行うべきである。
- ・ 国立大学法人の運営において財務上大きな比重を占める附属病院の財務状況については、病院における教育研究診療が一体的に行われている実態にも留意しつつ、業務費用の主要な内訳を把握することが求められること、また、現状では、費用計上の内容も法人間で異なっており、各附属病院間における比較が可能となるよう費用に関する情報を適切に把握することが求められることから、これらの情報を把握・分析した上で評価を行うべきである。

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）において、公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした取組を通じ、法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。